

仕事と家庭の両立支援に関する主な制度

2014年9月1日現在

	制度名	内容
休暇	ゆとり休暇	年3日間(土日祝・連休との接続可)
	メモリアル休暇	年2日間
	永年勤続休暇	永年勤続(5年・10年・20年・30年)従業員に記念品贈呈
出産	出産休暇	産前6週間/産後8週間(健康保険から出産手当金の支給あり)
	配偶者出産休暇	年3日間(分割取得可)
育児	育児休業	子が最長で満3歳に達するまで(最長1歳半まで雇用保険から育児休業給付金の支給あり)
	勤務時間の短縮	小学校3年生以下の子を養育する従業員は1日1時間または2時間の短縮可)
	育児始業・終業時刻の繰り下げ	妊婦および小学校3年生以下の子を養育する従業員は始業・終業時刻を30分または1時間繰り下げ可
	延長保育料補助	小学校就学前の子を養育する従業員で業務都合に伴う延長保育が必要な場合、延長保育料を補助
	子の看護休暇	小学校就学前の子1人につき年5日間(2人以上最大10日間)
介護	介護休業	要介護者1人につき要介護状態になるごとに1回、通算93日まで(分割取得可)
	勤務時間の短縮	1日1時間または2時間の短縮可
	月例給与補填	休業中の社会保険料相当額の補助
	賞与補填	積立年休(有給休暇の失効分)を欠勤日数に充当し賞与計算時に出勤扱い
	介護休暇	要介護者1人につき年5日間(2人以上最大10日間)